

江府町訓令第 11 号

江府町職員の旧姓使用に関する取扱規程をここに公布する。

令和 7年 8月 6日

江府町長 白石 祐 治

○江府町職員の旧姓使用に関する取扱規程

令和7年 8月 6日
訓令第 11 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に引き続き使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の範囲)

第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、容易に職員の同一性を確認することができ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を招くおそれがないもののうち、別表第1に掲げるものとする。

2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げるものとする。

(旧姓使用の承認申請)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)(以下「旧姓使用申請書」という。)を戸籍上の氏の変更に係る届出をする際に併せて、所属長を経由して総務課長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

(旧姓使用の承認)

第4条 町長は、承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。

2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)(以下「承認通知書」という。)により、その旨を所属長を経由して当該承認の申請をした職員に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第5条 町長は、旧姓の使用により職務遂行上又は事務処理上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用承認取消通知書(様式第3号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。

(責務)

第6条 前条第1項の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用にあたり、市民、関係機関及び他の職員に誤解を生じさせたり、混乱を招いたりしないよう努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用を図るよう努めなければならない。

(旧姓使用の中止)

第7条 旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。

(他団体等への派遣職員の適用除外)

第8条 他の地方公共団体及び公益法人その他の団体へ派遣された職員については、派遣先の団体等の取扱いによるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この規程の施行の日から起算して2ヶ月以内に承認申請書を町長に提出することにより、第3条に規定する旧姓使用の承認を申請することができる。

別表第1(第2条関係)

旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例

基 準	文書等の具体例
1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じさせるおそれがないもの	・名札、名刺 ・職場内での呼称 ・グループウェアの氏名 ・メールアドレス ・各種文書における担当者氏名
2 専ら組織内部で使用される文書等のうち、容易に職員の同一性を確認	・起案文書、決裁文書、供覧文書における記名、押印または署名

することができるもの	・会計伝票に係る氏名及び押印(ただし、会計管理者、出納員に係るものを除く。) ・事務分担表、事務引継書
3 職員の権利義務に係る文書等(給与等の支払いの根拠となるもの)のうち、職員の同一性が容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれのないもの	・就業管理システム ・出張命令簿 ・育児休業承認請求書、部分休業承認請求書 ・特別休暇願 ・営利企業等従事に関する許可申請 ・債権者登録申請書
4 その他	・各所属長が、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じさせるおそれがないと認めるもの

別表第2(第2条関係)

旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例

基 準	文書等の具体例
1 公権力の行使等、対外的な行政行為に係るもの	・立入検査、町税、許可認可、給付決定 ・その他法令に基づく行政処分に関する文書等
2 職員の身分等に関する文書のうち、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの	・身分証明証、徴税吏員証、出納員証その他の身分を証明する証票 ・宣誓書 ・辞令書 ・在職証明書 ・退職願 ・人事記録 ・共済組合関係書類(組合員証を含む) ・公務災害関係文書 ・事故報告書 ・休職関係書類 ・処分関係書類
3 職員の権利義務に係る文書等のうち、法令上特別な効果を生じるおそれ	・給与支給等に関する文書 ・税務署、共済組合及び地方公務員災

があるもの、法令上認められていないもの	害補償基金に提出する文書 ・退職手当に関する文書
4 その他	・各所属長が、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じさせるおそれがあると認めるもの

様式第1号(第3条関係)

旧姓使用承認申請書

年 月 日

江府町長 様

所 属

職 名

職員番号

氏 名

(戸籍上の氏名)

印

江府町職員の旧姓使用に関する取扱規程第3条の規定に基づき、下記のとおり旧姓を使用したいので申請します。

記

1. 使用する旧姓

2. 戸籍上の氏の変更年月日

所属長確認欄(所属・職名・氏名)

印

様式第2号(第4条関係)

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

江府町長

印

年 月 日付で申請のあった旧姓の使用について、次のとおり

承認したので通知します。

記

1. 承認した旧姓

2. 使用開始年月日

年 月 日

様式第3号(第5条関係)

旧姓使用承認取消通知書

年 月 日

様

江府町長

印

年 月 日付で承認した旧姓の使用について、次のとおり取り
消したので通知します。

記

1. 承認を取り消した旧姓

2. 使用取消年月日

年 月 日

3. 取消理由

様式第4号(第7条関係)

旧姓使用中止届

年 月 日

江府町長 様

所 属

職 名

職員番号

氏 名

印

(戸籍上の氏名)

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、江府町職員の旧姓使用に関する取扱
規程第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 使用を中止する旧姓

2. 戸籍上の氏

3. 使用を中止する年月日 年 月 日